別表第一（認定計画に従って新設した電気通信設備であることを示す添付書類）

要件	添付書類
法第五条第三項に規定する認定計画のうち一の認定計画に従って新設したものであること。	1　法第四条第三項又は第五条第二項に基づく認定を受けたことを証する書面の写し 2　法第五条第三項に規定する認定計画の写し

別表第二（要件を満たす電気通信設備であることを示す添付書類）

設備の区分	添付書類
一　サーバー用の電子計算機	1　当該設備の仕様を示す書類 2　学校、公民館、図書館、博物館、病院又は診療所（以下「学校等」という。）を管理する者との契約書の写し又はこれに準じる書類 3　学校等に設置され、次号の加入者系光ファイバケーブルを通じて使用されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 4　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
二　加入者系光ファイバケーブル	1　当該設備の仕様を示す書類 2　配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）と光端末回線装置（学校等に設置されるものに限る。）との間に設置されるもの（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）であることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
三　ファイアウォール装置	1　当該設備の仕様を示す書類 2　第一号のサーバー用の電子計算機を設置する施設内に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
四　ルーター又はスイッチ	1　当該設備の仕様を示す書類 2　第一号のサーバー用の電子計算機を設置する施設内に設置されるものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類

○総務省厚生労働省告示第一号

平成三年郵政省労働省告示第一号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）は、平成二十三年八月三十日限り廃止する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博
厚生労働大臣　細川　律夫

資料

四半期別ＧＤＰ速報（１次速報）（2011（平成23）年４～６月期）

内閣府

実質国内総生産（原系列）　（単位：2000暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成
2010／7－9.	135,194.9	77,654.8	75,802.1	62,962.2	3,163.3	18,792.0	−737.9	25,157.6	4,488.4	17.2	6,941.4	21,574.5	14,633.1	−282.0	133,708.5	26,237.6
10－12.	139,276.0	78,596.8	76,542.0	63,659.1	3,318.2	17,363.3	1,970.7	25,601.9	5,513.5	64.8	6,931.5	21,864.7	14,933.2	−84.7	136,332.5	26,136.6
2011／1－3.	132,360.1	75,048.0	73,621.1	60,722.8	3,149.8	20,886.0	−4,058.1	26,505.3	5,044.7	78.0	6,331.2	21,052.7	14,721.5	−624.9	130,819.7	28,801.9
4－6.	130,411.0	74,703.3	73,099.2	60,210.1	2,984.0	16,577.8	1,618.9	26,208.8	3,673.0	61.8	4,927.4	19,503.7	14,576.3	−343.8	127,565.3	23,032.9

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。